

平成 27 年 8 月 19 日

杉並区子育て応援券事業の見直しの方向性

1 子育て応援券の見直しにあたって

- 子育て応援券事業は、核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中で「子育て家庭」と「子育てを応援する地域の人・団体」とがつながるきっかけとなるよう、平成 19 年度に創設した区独自の仕組みである。
- この間、地域とのつながりがより必要な在宅での育児が中心となっている低年齢児がいる世帯に応援券の利用を促すために、応援券の無償交付の対象を 0～2 歳児までに拡大したことや、地域の子育て力を高める視点から区外で提供される親子参加のサービスを廃止するなど、事業の目的に即したサービスにつなげるための見直しを進めてきた。
- 近年は、女性の社会進出の進展に伴い、保育施設等を利用する世帯が急速に増加し、施設等において地域とつながる機会を持つ保護者が増えている。こうした変化が子育て応援券の利用にどのような影響しているのかを明らかにするため、子育て応援券の利用実績について、施設利用、世帯類型、児童年齢等から調査・分析を行った。
- この調査・分析結果等を踏まえ、子育て応援券について見直しを行い、より適切な子育て支援につなげていくこととする。

2 子育て応援券実態調査から見た主な結果

- ① 平成 24 年度には、0～2 歳に対して無償券を拡充する制度変更を行ったことに伴い、0～2 歳で利用した人の割合が 55%から 81%と増えた。
また、上限額を引き下げた有償券については 23 年度と 24 年度を比較すると、無償券と併用の 0～2 歳で 36,836 万円から 9,166 万円、有償券のみの 3～5 歳で 15,329 万円から 9,603 万円と交付額が低下し、平成 25 年度もさらに低下している。
- ② 交付した応援券が利用される割合は、平成 24 年度で見ると、無償 66.2%、有償 87.7%と有償の方が高い。無償の中でも、出生時応援券は、61.1%と特に利用が低い。
- ③ 全体的に「親も子も楽しむ交流事業」、「特定施設での一時保育」の利用割合が高い。「親も子も楽しむ交流事業」は、区外事業（平成 24 年度～）や子どもの早期教育的要素の強いサービス（平成 25 年度～）を対象外としたことによる登録事業者数の減の影響等により利用が減少傾向にあるが、他の事業に比べて利用が多い。また、「特定施設での一時保育」は登録事業者数が横ばいであるにも関わらず、利用は増えている。
- ④ タイプ別の利用状況は以下のとおり。

利用状況	主な調査結果
施設別	<ul style="list-style-type: none"> ○「幼稚園利用者」は「一時保育」、「保育園利用者」は「インフルエンザ予防接種」「在宅での託児サービス」、「在宅育児者」は「一時保育」「子育て相談」の利用が多い傾向にある。 ○有償応援券を購入しているのは、0～2 歳では「在宅育児者」が約 7 割、

	3～5歳では「幼稚園利用者」が約7割を占めている。
世帯タイプ別	○ひとり親世帯の平成24年度の利用率は50.0%で、核家族世帯の利用率69.5%に比べて低い。 ○ひとり親世帯は、核家族世帯に比べて「自宅での託児サービス」の利用が多い傾向がある。
未就学児童数別	○世帯内の未就学児童数が増えるほど、利用率は高くなるとともに1人あたりの利用額も増える傾向にある。 ○世帯内の未就学児童数が増えると「一時保育」の割合が高くなる。
歳児別	○「0歳児」は「子育て相談」「一時保育」、「1～5歳児」は親も子も楽しむ交流事業「一時保育」の利用が多い。

3 見直しの方向性

子育て応援券がより有効に活用されるよう、以下の通り、サービスメニューの拡充や交付方法の見直しに取り組む。

(1) 利用サービスの充実

- 出生時応援券は交付額に対する利用額が低いことを踏まえ、出産直後に利用できるサービスの拡充を図ることで利用を促す。
- 全体的にニーズが高い「一時保育」や、ひとり親世帯での利用が高い「自宅での託児サービス」について、現在、杉並区で事業実績のある事業者に対して応援券事業者登録を推進することで、質を確保しつつ量の拡充を図る。

(2) 出生時応援券の見直し

- 交付額に対する利用額の割合の低い出生時応援券について、交付方法及び交付額について検討する。

(3) 多子世帯への支援の強化

- 3人以上の子どもがいる世帯は子育ての負担が大きく、子育て応援券の利用率や一人当たりの利用金額も高いことから、第三子以降の子どもに対して、無償応援券の交付額の増額を検討する。

4 見直しの時期

平成28年4月（予定）